

平成20年中土佐公告第34号

中土佐町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年中土佐町条例第11号)の規定に基づき、次のとおり平成19年度における状況について公表する。

平成20年12月24日

中土佐町長 池田 洋光

中土佐町人事行政の運営等の状況

平成20年12月
中 土 佐 町

第1 職員の任免及び職員数に関する状況

1 採用、退職の状況

平成20年度の採用及び平成19年度の退職の状況は、次のとおりです。

区分	採用 (H20.4.1)	出向解除 (H20.4.1)	退職 (H19.4.1 ~ H20.3.31)		
			定年	勸奨	その他
一般行政職	2	0	4	1	2
技能労務職	0	0	0	0	1
合計	2	0	4	1	3

2 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由：定員管理調査による（各年4月1日現在）

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由
			平成19年	平成20年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	
		総 務	31	33	2	窓口業務の充実による増員 欠員補充による増員
		税 務	7	6	1	窓口係との兼務による減員
		民 生	39	35	4	社協事務局長の出向廃止、保育士、 保育係の減員
		衛 生	11	10	1	欠員不補充による減員
		農 林 水 産	13	13	0	
		商 工	2	2	0	
		土 木	15	13	2	国土交通省への出向、土木係の減員
		計	120	114	6	(参考： 人口1万人当たりの職員数135.99人)
		教育部門	20	19	1	給食調理員の臨時職員対応による 減員
	小 計	140	133	7	(参考： 人口1万人当たりの職員数158.65人)	
公 営	水 道	4	4	0		

企業等会計部門	下水道	1	1	0	
	その他	10	11	1	後期高齢者事業の開始による増員
	小計	15	16	1	
合計		155 [162]	149 [162]	6 [0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数で、教育長を含みます。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況

平成19年4月1日現在での、年齢別の職員の構成状況は、次のとおりです。



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数:人	0	1	5	16	16	16	19	14	15	21	25	0	148
構成比:%	0	1	3	11	11	11	13	9	10	14	17	0	100

(注)職員数は一般職に属する職員数のうち、教育長を除いた職員数である。

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

平成19年4月1日～平成24年3月31日における定員管理の数値目標

平成19年4月1日 職員数	平成24年3月31日 職員数	純減数	純減率
155人	135人	20人	12.9%

定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

区分 部門		平成19年 計画始期	平成20年 1年目	平成21年 2年目	平成22年 3年目	平成23年 4年目	20年 計	(参考) 数値目標
一般 行政	職員 数	120	114				114	105
	増減		6				6	15
教育	職員 数	20	19				19	17
	増減		1				1	3
公営 企業 等会 計	職員 数	15	16				16	13
	増減		1				1	2
計	職員 数	155	149				149	135
	増減		6				6	20

(注) 1 計画期間は、平成19年度～平成23年度の5年間です。

第2 職員の給与の状況

1 人件費等の状況（総括）

（1）人件費の状況（平成19年度普通会計決算）：地方財政状況調査表による

住民基本台帳 人口 (H20.3.31)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 前年度の人 件費率
人 8,383	千円 5,434,421	千円 233,371	千円 1,223,400	% 22.51	% 20.85

（2）職員給与費の状況（平成20年度普通会計予算）

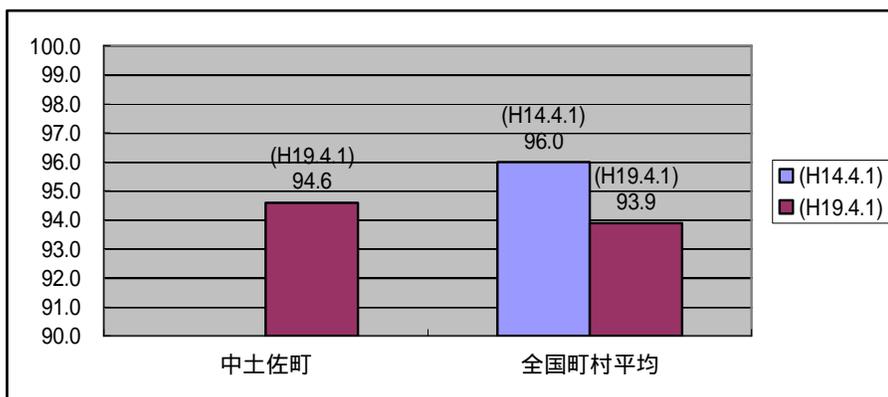
職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手 当	計 B	
人 144	千円 589,730	千円 163,416	千円 240,438	千円 993,584	千円 6,900

- （注）1 職員手当には退職手当組合負担金を含みません。
2 給与費は当初予算に計上された額です。

（3）特記事項

平成18年1月1日に、2町村が新設合併をしました。合併したのは、中土佐町と大野見村です。

（4）ラスパイレス指数の状況（平成19年4月1日現在）



（注）1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

平成18年度1月1日町村合併により一部記載を省略しています。

(5) 給与改定の状況

月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 (A)	公務員給与 (B)	格差 (A) - (B)	勧告 (改定率)		
19年度	円 377,843	円 377,286	557 円 (0.15%)	% 0.12	% 0.12	% 0.35

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 (A)	公務員の支給月額 (B)	格差 (A) - (B)	勧告 (改定月数)		
19年度	月 4.43	月 4.45	月 0.02	月	月 4.45	月 4.50

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支払割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成20年4月1日現在): 給与実態調査による

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
中土佐町	42.6 歳	325,400 円	404,400 円
			390,800 円
高知県	44.4 歳	342,704 円	392,468 円
			362,968 円
国(H19.4.1 時点)	40.7 歳	325,724 円	383,541 円

技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
中土佐町	52.11 歳	373,900 円	400,100 円
			393,400 円
高知県	53.9 歳	345,437 円	372,519 円

			358,874 円
国(H19.4.1時点)	48.8 歳	287,094 円	320,514 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(平成20年4月1日現在): 給与実態調査による

区 分		中 土 佐 町		国
		初任給	2年後の給料	初任給
一般行政職	大学卒	172,200 円	185,800 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	149,800 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	146,700 円	137,200 円
	中学卒	129,200 円	137,200 円	129,200 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成20年4月1日現在)
: 給与実態調査による

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	271,700 円	329,100 円	370,300 円
	高校卒	243,100 円	279,200 円	319,800 円
技能労務職	高校卒	-	-	304,700 円
	中学卒	-	-	-

空白欄は、本町での該当者のない区分です。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成20年4月1日現在): 給与実態調査による

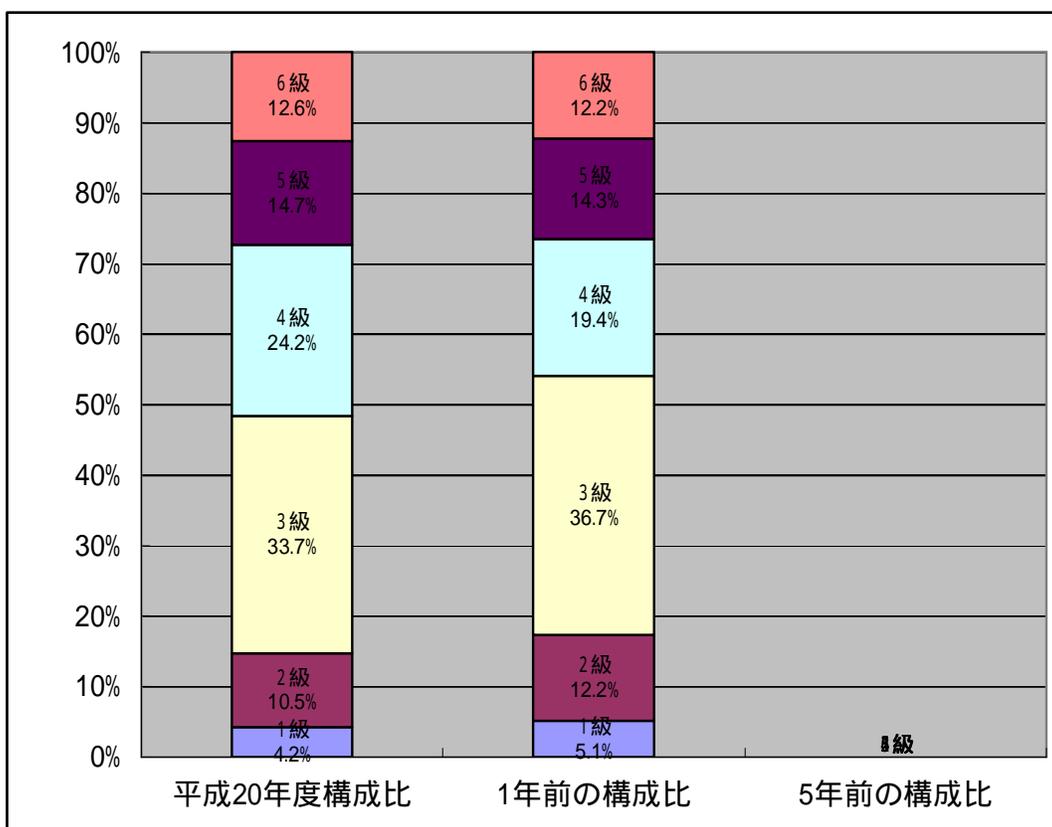
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6 級	参事、課長の職務又はこれらに相当する職務	12 人	12.6%
5	課長補佐、所長の職務又はこれらに相当する職務	14 人	14.7%

級			
4級	係長若しくは困難な業務を分掌する主任の職務又はこれらに相当する職務	23人	24.2%
3級	主幹、技幹の職務又はこれらに相当する職務	32人	33.7%
2級	主査、技査の職務又はこれらに相当する職務	10人	10.5%
1級	主事、技師の職務又はこれらに相当する職務	4人	4.2%
合 計		95人	99.9%

(注) 1 本状況調査は普通会計中、税務職、看護・保健職、福祉職、技能労務職以外の一般行政職の職員の状況です。

2 中土佐町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

3 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務実績の反映状況

平成20年度の昇給においては、勤務成績の評定が試行中のため、反映していません。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当(平成20年4月1日現在)

中 土 佐 町			国		
1人当たり平均支給額(19年度) 1,592千円			-		
19年度支給割合 期末手当 3.0月分 (1.6)月分			19年度支給割合 期末手当 3.0月分 (1.6)月分		
勤勉手当 1.45月分 (0.75)月分			勤勉手当 1.5月分 (0.75)月分		
加算措置の状況 職制上の段階、職務の等級による加算措置 ・役職加算 5~15%			加算措置の状況 職制上の段階、職務の等級による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%		

()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当(平成19年4月1日現在)

中 土 佐 町			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例処置			その他の加算措置 定年前早期退職特例処置		

(3) 地域手当(平成20年4月1日現在)

・該当なし

(4) 特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)

・該当なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績(19年度決算)	9,423千円
職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	61千円

(6) その他の手当 (平成 2 0 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国 の 制 度 と の 異 同	国の制度と異なる内容	支給実績 (19 年度決算)	支給職員 1 人 当たり平均支給年額 (19 年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円 配偶者以外の扶養親族 6,500 円 ただし配偶者のない職員 の扶養親族の 1 人目 11,000 円 満 1 6 歳の年度始めから 満 2 2 歳の年度末までの 子 1 人につき 5,000 円 加算	同	無	17,267 千円	176,192 円
住居手当	1 借家・借間 月額 12,000 円を超える家 賃を支払っている職員 最高限度額 27,000 円 2 自宅 新築又は購入の日から 5 年間 2,500 円	同	無	5,301 千円	171,000 円
通勤手当	1 交通機関等利用者 支給限度額 1 箇月当たり 55,000 円 2 自動車等使用者 片道 2 km 以上 5 km 未 満 2,000 円 5 km 以上 10 km 未 満 4,100 円 以下 5 km 毎に支給額が加 算、最高支給額は 60 km 以 上 24,500 円	同	無	7,027 千円	70,261 円
管理職 手当	再任用職員以外の職員 26,000 円 再任用職員 19,000 円	異	国の支給割合 8% ~ 25%	4,056 千円	312,000 円

休日勤務手当	祝日法による休日及び年末年始の休日等に勤務した職員に勤務1時間当たりの給料額に135/100を乗じて得た額	同	無	- 千円	- 円
日直手当	日直勤務に従事した職員に1回につき4,200円を支給	同	無	- 千円	- 円
管理職特別勤務手当	管理職手当が支給されている職員が週休日等に勤務した場合に1回につき8,000円 (6時間を超える場合は加算あり)	異	国の支給割合 職責に応じて定額 1回4,000円 ~ 10,000円 (6時間を超える場合は加算あり)	172千円	13,231円

5 特別職の報酬等の状況(平成20年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	町長	700,000円	(参考)類似団体における最高/最低額 887,000円 / 385,000円
	副町長	598,000円	737,000円 / 365,000円
	教育長	563,000円	665,000円 / 355,000円
報酬	議長	254,000円	364,000円 / 220,000円
	副議長	201,000円	285,000円 / 172,000円
	議員	182,000円	263,000円 / 143,000円
期末手当	町長 副町長 教育長	(20年度支給割合) 3月分	
	議長 副議長 議員	(20年度支給割合) 3月分	
退職手当	町長	(算定方式) 700,000 × 在職年数 × 500 / 100	(支給時期) 任期毎
	副町長	598,000 × 在職年数 × 300 / 100	任期毎

第3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間

一般的な職員の勤務時間は、次のとおりです。

1 週間の正規の勤務時間	40 時間
開始時刻	午前 8 時 30 分
終了時刻	午後 5 時 30 分
週休日	土曜日、日曜日

2 休暇の種類

休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、組合休暇があります。

休暇の種類	事由	期間
年次有給休暇	1年ごとに付与する休暇	20日
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	私傷病の場合 90 日以内
特別休暇	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
	職員が証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
	職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
	職員が結婚する場合で、結婚式旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	結婚の日の 5 日前の日から当該結婚の日後 1 月を経過する日までの期間内における連続する 5 日の範囲内の期間
	6 週間(多胎妊娠の場合にあっては、14 週間)以内に産産する予定である女子職員	出産の日までの申し出た期間

が申し出た場合	
女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間(産後 6 週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
生後 1 年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1 日 2 回それぞれ 30 分以内の期間(男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 67 条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1 日 2 回それぞれ 30 分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)
職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い出産に係る入院若しくは退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子の出生の届出等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後 2 週間を経過する日までの期間内における 2 日(再任用短時間勤務職員にあっては、16 時間)の範囲内でそのつど必要と認める日又は時間(再任用短時間勤務職員にあっては、時間)
職員の妻が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員がこれらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	職員の妻の出産予定日の 6 週間(多胎妊娠の場合にあっては、14 週間)前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの期間内における 5 日(再任用短時間勤務職員にあっては、40 時間にその者の勤務時間(当該勤務時間に 1 時間未満の端数がある場合にあっては、これを切り上げた時間。)を 40 時間で除して得た数の時間とする。)の範囲内でその都度必要と認める日又は時間(再任用短時間勤務職員にあっては、時間)

小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日の範囲内でその都度、必要と認める日又は時間
職員の親族(別表第2の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	配偶者、父母 7日 子 5日 祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母 3日 孫、おじ、おば、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおばの配偶者 1日
職員が父母の追悼のための特別な行事(父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間
職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年の7月から9月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	7日の範囲内の期間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
地方公務員法(昭和25年法律第261号)第42条の規定によりあらかじめ計画さ	計画の実施に伴い必要と認める期間

	れた能率増進計画の実施	
	女子職員の生理(生理日において勤務することが著しく困難である者が請求した場合)	必要と認められる期間。ただし、1日を超えるときは、その超える期間については、前条第1項第2号の規定による。
	妊産婦である女子職員の健康検査及び保健指導(妊娠中の女子職員及び産後1年を経過しない女子職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合)	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間
	妊娠中の女子職員の通勤緩和(妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき。)	正規の勤務時間等の初め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母などで、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者を介護する場合	連続する6月の期間内において必要と認められる期間
組合休暇	職員が任命権者の許可を得て、正規の勤務時間中に登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合	15日

2 休暇の種類

(1) 育児休業

職員の3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで、育児休業をすることができます。

(2) 部分休業

職員の3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで、1日の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲で部分休業をすることができます。

第4 職員のサービスの状況

1 年次有給休暇の取得状況：勤務条件等に関する調査による

平成19年度(暦年)の職員の年次有給休暇の取得状況は次のとおりです。

対象職員数	平均取得日数	消化率
93人	11.4日	29.3%

対象職員・・・非現業の一般職に属する職員のうち、首長部局に勤務する職員

2 育児休業、部分休業及び介護休暇の取得状況

(1) 育児休業

平成19年度中に新たに育児休業を取得した職員の取得状況は、次のとおりです。

区分	育児休業取得者数	育児休業承認期間(単位：人)									
		3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え 1年以下	1年超え 1年3月以下	1年3月超え 1年6月以下	1年6月超え 1年9月以下	1年9月超え 2年以下	2年超え 2年3月以下	2年3月超え
男性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
女性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 部分休業

平成19年度中に新たに部分休業を取得した職員はいませんでした。

(3) 介護休暇の取得状況

平成19年度中に新たに介護休暇を取得した職員の取得状況は、次のとおりです。

区分	介護休暇取得者数	介護休暇取得期間(単位：人)									
		3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え 1年以下	1年超え 1年3月以下	1年3月超え 1年6月以下	1年6月超え 1年9月以下	1年9月超え 2年以下	2年超え 2年3月以下	2年3月超え
男性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
女性	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

4 職務専念義務免除の状況

職員はその勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職務遂行のために用い、地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないとされていますが、地方公務員法第 35 条の規定により職員は法律又は条例に特別の定めがある場合は職務に専念する義務を免除されることがあります。

その特例規定として定められているものは次のとおりです。

中土佐町職務に専念する義務の特例に関する条例（抜粋）

（職務に専念する義務の免除）

第 2 条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者(市町村立学校職員給与負担法(昭和 23 年法律第 135 号)第 1 条に該当する職員については教育委員会とする。)又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前 2 号に規定する場合を除くほか、規則で定める場合。

中土佐町職務に専念する義務の特例に関する規則（抜粋）

（職務に専念する義務の免除）

第 2 条 条例第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する場合を除くほか、職員があらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得てその職務に専念する義務を免除されることができる場合を次のように定める。

- (1) 町の特別職の公務員を兼ね、その職に属する事務に従事する場合
- (2) 当該職員の職務に関連のある国又は他の地方公共団体の公務員の職を兼ね、その職に属する事務に従事する場合
- (3) 町の事務を処理する一部事務組合の公務員の職を兼ね、その職に属する事務に従事する場合
- (4) 町の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる公共的団体等の役員又は職員の地位を兼ね、その地位に属する事務に従事する場合
- (5) 国若しくは地方公共団体の機関、学校又は公共的団体等の委嘱を受けて講習、講義等を行う場合
- (6) 当該職員の職務上の教養に資する講習、講義等を受講する場合
- (7) 教育又は研究のため他の事業又は事務に従事する場合
- (8) 国又は地方公共団体が行う当該職員の職務に関連のある試験を受ける場合
- (9) 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 45 条第

2項の規定により公務災害補償に関する審査の請求をし、又は法第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求をし、若しくは法第49条第4項の規定により不利益処分に関し審査の請求をし、又はこれらの審査のため公平委員会又は高知県人事委員会の要求を受けて出頭する場合

- (10) 職員団体の代表者として法第53条第7項の規定による口頭審理に出頭する場合
- (11) 職員団体の代表者として法第55条第1項の規定により町の当局と交渉する場合
- (12) 法第55条第11項の規定により町の当局に対し不満を表明し、又は意見を申し出る場合
- (13) その他前各号に準ずる特別の事由がある場合

第5 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分

分限処分とは、一定の事由がある場合に、職員の意に反する身分上の変動をもたらす降任、免職、休職等の処分をいいます。

平成19年度の分限処分の状況：公務員制度実態調査による

処分の種類 処分の事由	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	4	4
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
条例で定める事由による場合	0	0	0	0
合計	0	0	4	4

2 懲戒処分

懲戒処分とは、一定の義務違反に対する責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする戒告、減給、停職、免職の処分をいいます。

平成19年度の懲戒処分の状況：公務員制度実態調査による

処分の種類 処分の事由	戒告	減給	停職	免職	合計

給与任用関係	0	0	0	0	0
一般服務違反関係	0	0	0	0	0
一般非行関係	0	0	0	0	0
収賄等関係	0	0	0	0	0
道路交通法違反	0	0	0	1	1
監督責任	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	1	1

第6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1 研修の状況

人づくり広域連合等が行う各種の研修を職員が受けています。平成19年度受講実績は、次のとおりです。

研修区分	研修名	実施機関	受講者数
基本研修	研修担当者研修	こうち人づくり広域連合	1
	新採用職員研修		1
	新採用職員研修		1
	採用5年目職員研修		4
	採用5年目職員研修		1
	採用3年目職員研修		3
	採用10年目職員研修		2
	採用10年目職員研修		1
	政策づくり研修()		2
	企業決算書の見方・分析研修		1
	意識改革セミナー		1
	住民対応力向上研修		1
	議会事務研修		2
	変えよう意識研修		1
広報技術向上研修	1		

	市町村長・副市町村長特別セミナー	全国市町村国際文化研修所	1
	固定資産の評価と審査の法律事務	社団法人日本経営協会	1
	地方公営企業・第三セクター等の経営を考える	市町村アカデミー	1
講師派遣 研修	人事考課の基礎・基本	アットヒューマンコンサルティング 代表 合田 準	116
	人事考課者研修	アットヒューマンコンサルティング 代表 合田 準	18
調査研究	第4回調査研究事業	第4回調査研究事業	1

2 勤務成績の評定の状況

平成19年度中においては、勤務成績の評定は実施していません。

第7 職員の福利及び利益の保護の状況

1 職員の福祉

(1) 労働安全衛生管理体制

労働安全衛生法の規定により、次のとおり体制の整備を行っています。

総括安全衛生管理者	副町長
衛生管理担当者	中土佐町課等設置条例第1条に規定する課等、室及び出先機関の補佐、係長、主任のうちから総括安全衛生管理者が選任

(2) 健康診断の実施

- ・定期健康診断、人間ドックの実施（平成19年度実績）

2 公務災害・通勤災害

- ・公務災害と認定された事案 2件（平成19年度実績）

3 職員の通勤条件に関する措置の要求の状況

- ・平成19年度 該当なし

4 職員に対する不利益処分に関する不服申立の状況

・平成19年度 該当なし